

商工会報

くまげ

No.72

発行／熊毛町商工会
 〒745-0663
 山口県周南市熊毛中央町3番7号
 TEL 0833-91-0007
 FAX 0833-91-5700
 URL <http://kumagechoushokokai.com/>
 E-mail kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp
 会長／久野利夫
 印刷／南光騰写堂



平成28年度 熊毛町商工会 通常総会 開催

5月15日(日)午前9時より、熊毛公民館2階大会議室において、平成28年度熊毛町商工会通常総会が開催されました。通常総会には、周南市木村健一郎市長、日本政策金融公庫徳山支店細川英樹支店長、熊毛総合支所藤井義則支所長を来賓としてお招きして、開催されました。

提出された議案は次のとおりです。

第1号議案 平成27年度事業報告並びに収支決算の承認について
 (監事による監査報告)

第2号議案 平成28年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の制定について

第3号議案 熊毛町商工会 労働保険事務組合事務処理規約の制定について

第4号議案 一時借入金限度額の承認について

第5号議案 役員欠員の補充選任について

提出された議案は、原案のとおり、出席者全員の賛成のもと可決決定しました。なお、第5号議案の役員欠員の補充選任については、選考委員による候補者の選任が行われ、樋口の(有)河口建設の河口義雄氏の理事就任が満場一致で承認されました。

消費税軽減税率制度の導入

消費税の税率の引上げが延期されるかとか国会で論議されていますが、消費税率が10%に引上げられると同時に軽減税率制度が導入されることは決定しております。

現段階では、未確定な部分もかなりありますが、基本的なポイントについて説明します。

*軽減税率制度の導入時期 現時点では、平成29年4月1日より
 (消費税率の引上げと同時)

*消費税率 標準税率・・・10%
 軽減税率・・・8%

*軽減税率の対象品目 ① 酒類・外食を除く飲食料品
 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づく)

*帳簿及び請求書等の記載と保存
 ・対象品目の売上・仕入がある事業者は、これまでの記載事項に税率毎の区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う。
 ・仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」であるが、軽減税率制度の導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となる。

*税額の計算
 ・売上及び仕入を税率毎に区分して税額計算を行う必要がある。
 ・区分経理が困難な事業者は、経過措置として売上に係る税額(売上税額)または仕入に係る税額(仕入税額)の計算の特例がある。

消費税引上げ・軽減税率制度等に関するお問い合わせは、徳山税務署まで。



経営計画を作ってみませんか



小規模事業者持続化補助金の採択者にアンケートを実施し、約 6 割の事業者の方が、この補助金活用をきっかけに初めて「経営計画」を作成したと回答されました。補助金申請には経営計画は必須です。商工会の職員が経営計画作成のお手伝いをいたしますので、経営計画を作成してみませんか。アンケート結果の一部を紹介します。

※ 経営計画の作成を経た意識の変化（複数回答）

- 1. 他の補助金の活用にも関心を持った…………… (51.7%)
- 2. 自社の強み・弱みが明らかになった…………… (50.8%)
- 3. 新たな事業を企画できた…………… (50.3%)
- 4. 事業の見直しを行うきっかけができた…………… (43.3%)
- 5. 自社の事業に優先順位をつけられた…………… (31.3%)

以上が上位項目にあげられています。持続化補助金申請書類の計画書は比較的簡易な様式となっておりますが、計画を作成することにより、自社・市場・競合等を考えるよいきっかけになります。

※ 新たな取引先や顧客の獲得状況について

- 1. 獲得した…………… (51.3%)
- 2. 獲得する見込み…………… (45.6%)
- 3. 獲得できていない…………… (3.1%)

ほとんどの採択された事業者が販路拡大に成功しています。また、売上の増加状況についても 35%が増加した、54.5%が増加する見込みと回答しています。

経営計画を策定することで、意識面の変化、経営面での変化があらわれています。お金をかけなくてもできる経営努力をするようになります。

持続化補助金に限らず、補助金申請や融資を受ける際には経営計画が求められます。小規模事業者の方が補助金申請時に経営計画を作成することは経営上大いにプラスになることが見込まれます。

マル経融資制度 (小規模事業者の強い味方)

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会の経営指導（原則 6 か月以上）を受けておられる個人事業主・法人に対し、無担保・無保証人かつ、長期の低利で借入れできる国の融資制度です。

【ご利用いただける方】

- * 常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業にあっては 5 人）以下の個人事業主・法人の方。
- * 最近 1 年以上、商工会地区内で事業を行っている方。
- * 商工会の経営・金融等に関する指導を原則 6 か月以上受けており、経営改善に取り組んでいる方。
- * 税金を完納している方。
- * 商工会長の推薦が必要です。

【ご融資の条件】

- * 融資限度額 2,000 万円
- * 返済期間 運転資金 7 年以内

（据置期間 1 年以内）
設備資金 10 年以内

（据置期間 2 年以内）
運転・設備併用の場合はその比率によります。
*担保▶保証人 不要（協会の保証も不要です。）
*融資利率 年利 1.3%（平成 28 年 6 月 1 日現在）
融資利率は変わることがありますが、原則借入時の利率が固定です。

【こんなときにご検討ください!!】

※運転資金
仕入資金、手形決済資金、未払金の決済、給与・ボーナスの支払いなど
※設備資金
工場・店舗など改装費、車輛購入、機械設備の導入、保証金など

マル融資は、1 年中いつでも受付けております。手続きも簡単です。まずは、お気軽に商工会事務局にご連絡ください。

専門家個別相談会等開催のご案内

熊毛町商工会では、昨年 12 月に経営発達支援計画が認定され、今年度より「伴走型小規模事業者支援推進事業」を実施してまいります。

当該事業の一環として、標記専門家個別相談会及び専門家派遣事業を実施してまいります。つきましては、あらゆる経営に関する相談にお応えいたしますので、この機会にぜひ当事業をご活用ください。

事業承継、経営計画策定、資金繰り相談、販路開拓 など
当事業に関するお申し込み、お問合せは、お気軽に商工会事務局へご連絡をお願いします。（担当：道中）
個別相談会等の概要は、以下のとおりです。

- ① 中小企業診断士による個別相談会の実施
6 月より毎月第 3 火曜日（29 年 2 月まで）
商工会事務所相談室にてお応えします。
- ② 専門家による派遣事業（29 年 2 月まで）
6 月より会員の申込により直接事業所へ派遣
概ね 3 回程度まで 専門家の選定は事務局で行います。



相談のお申込みは、1 週間前までをお願いします。
相談は無料。秘密厳守いたします。
この相談会等は、熊毛町商工会会員の方のみがご利用できます。

経営者の退職金制度

小規模企業共済に加入しませんか
節税で今日からおトク
確かな備えで、未来もナットク

小規模企業共済の特徴

- ① 掛金全額が個人の所得控除に算入できます（事業の経費ではありません）
- ② 掛金は、5,000 円～70,000 円の範囲内で自由に決めることができます
- ③ 共済金は、退職・廃業時に受取り可能
- ④ 共済金の一括受取は、退職所得扱い
- ⑤ 共済金の分割受取りは、公的年金扱い
- ⑥ 共済金の受給権は、差押え禁止
- ⑦ 納付した掛金の範囲内での融資も可能
- ⑧ 加入はいつでも随時受付
- ⑨ 増減額することができます

小規模企業共済の加入及び詳細については、商工会事務局までお気軽にお知らせください。（担当：道中）

熊毛町商工会 役職員名簿

（役員任期 3 年）自 平成 27 年 6 月 至 平成 30 年 5 月

会 長	久 野 利 夫
副会長	石 光 武 夫
々	片 山 秀 則
理 事	上 田 辰 巳
々	内 山 真一郎
々	大 園 大
々	竹 本 新
々	瀬 田 郁 郎
々	廣 永 洋 二
々	藤 井 義 輝
々	河 口 義 雄 平成 28 年 6 月 1 日就任
々	末 永 匡 遺 (青年部長)
々	笠 井 せつ子 (女性部長)
監 事	福 田 接 生
々	守 田 憲 生

職員…平成 28 年 4 月 1 日現在	
経営指導員	道 中 嘉 之
補助員	中 西 美 子
記帳専任職員	村 木 成 実 平成 28 年 4 月 1 日採用
記帳指導員	角 田 百合恵 平成 28 年 4 月 1 日採用